

補完観測を予報業務に 使用するための確認に 関する申請の手引き



気象庁情報基盤部

令和5年11月

■ 本手引きについて

本手引きは、気象業務法第9条第2項に基づき、本観測の成果を補完するための観測（補完観測）を予報業務に使用しようとする際に、気象庁長官の確認を受けるための手続きの概要、申請書の記載方法などを説明したものです。申請にあたっては、この手引きに記載している申請方法や記載例を参考にしてください。ご不明点等がありましたら、下記へお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

本件に関する窓口 気象庁情報基盤部情報利用推進課

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

電話番号（代表）：(03) 6758-3900

メールアドレス：jma_suishin★met.kishou.go.jp
(★を@に置き換えてください。)



補完観測を予報業務に使用するための 確認に関する申請の手引き 目次

I	はじめに	1
II	審査基準の解説	1
III	関連法令	3
IV	補完観測を予報業務に使用するための確認に関する手続き	4
	改訂履歴	8

I. はじめに

気象業務法第9条第2項では、本観測の成果を補完するために行う観測を「補完観測」と定めており、補完観測に用いる気象測器については、気象業務法第9条第1項で定める検定に合格していないものであっても、気象庁長官の確認を受けた場合は使用することができます。

II. 審査基準の解説

補完観測を予報業務に使用するための審査は、行政手続法に従って気象庁長官が定めた「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に基づいて行います。

1 補完観測の成果を使用することができる条件

- (1) 気象業務法第17条第1項の許可を受けた予報業務であること。

補完観測の成果を使用して行う予報業務について、気象業務法施行規則第10条第1項第3号で規定された「予報業務の範囲」を確認します。補完観測の成果を使用して行う予報業務に係る予報業務計画書の写しを提出してください。

- (2) 補完観測施設が本観測施設設置場所から十分な距離を確保している等、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

本観測施設と補完観測施設に十分な距離があることが明確である場合は、本観測及び補完観測の所在地を示し、補完観測が本観測に影響を与えないことを確認した旨を記載して下さい。所在地については、申請書に観測地点の住所または緯度経度を記載する形や、地図上に観測点もしくは観測領域を記載する形でも確認が可能です。

なお、確認を受けた後も、本観測に影響を与えないよう注意が必要です。

- (3) (1) 項の予報の種類及び対象区域並びに現象の予想の方法に対して、以下のいずれかを示すことにより、補完観測の成果を使用することが、当該予報業務の適確な遂行に資するものであると確認できること。

- ・ 補完観測の成果を使用して行う現象の予想の精度
- ・ 補完観測及び本観測の成果の観測特性を踏まえた予報業務への使用方法

補完観測の成果を使用することが、当該予報業務の適確な遂行に資するものであるかを確認するため、補完観測の成果を予報に使用することについて、以下のいずれかの確認結果を記載してください。

- 1) 本観測のみを用いて行う気象の予想の結果と、本観測に加えて補完観測も用いた気象

の予想の結果を比較し、問題がないことを確認した結果

2) 補完観測を含む観測データの観測特性を踏まえた予報手法を示し、予報に用いても問題がないことを確認した結果

1)～2)については、具体例を「＊＊」のとおり示していますので、そちらを参考にしてください。

なお、確認にあたって、補完観測施設の場所を特定する必要がある場合は、当該所在地を記載して下さい。

2 観測資料の収集

(1) 補完観測により補完する本観測の成果を適確に収集すること。

(2) 予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した補完観測資料を収集すること。

適確に観測資料が収集されているかを確認するため、補完観測に用いる観測機器及び補完観測により補完する本観測に関する明細を記載してください。本観測に気象庁の観測を用いる場合は、気象庁の観測を用いている旨に加えて、地点名も示してください。気象庁の観測以外を用いる場合は、観測機器の明細を示してください。また、補完観測とその補完観測に係る本観測の観測種目を示してください。

III. 関連法令

■ 気象業務法

(観測に使用する気象測器)

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

■ 気象業務法施行規則

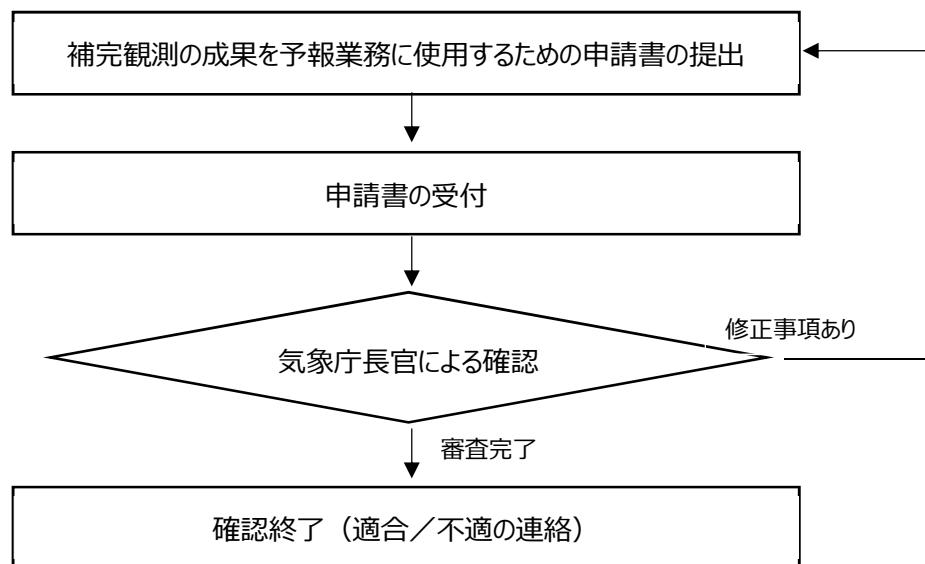
(確認の申請)

第七条の二 法第九条第二項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲
 - 二 補完観測施設及び本観測施設の明細
 - 三 補完観測及び本観測の種目
 - 四 補完観測が本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがない旨
 - 五 補完観測の成果を使用して行う現象の予想の精度又は補完観測及び本観測の成果の予報業務への使用方法
- 2 気象庁長官は、前項に規定するもののほか確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

IV. 補完観測を予報業務に使用するための確認に関する手続き

1. 補完観測の成果を予報業務に使用する際の確認の流れ



2. 確認に必要な書類

気象業務法第9条第2項の規定により、補完観測の成果を予報業務に使用したい事業者は、以下を記載した申請書を事前に気象庁に提出し、補完観測が本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがないことや補完観測の成果の使用が当該予報業務の適確な遂行に資するかどうか、気象庁長官の確認を受ける必要があります。

- ・ 補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲
- ・ 補完観測施設及び本観測施設の明細
- ・ 補完観測及び本観測の種目
- ・ 補完観測が本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがない旨
- ・ 予報業務の適確な遂行に資するものであることを確認するために必要な事項

上記のほかに、確認のために必要な書類の提出を求める場合があります。

なお、申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、改めて気象庁長官の確認を受ける必要があります。

3. 提出書類の例

<記入例>

記入例	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
補完観測の予報業務への使用に関する確認書類	
気象庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿	△△△△株式会社 代表取締役社長 気 象 花 子 押印不要
気象業務法第9条第2項の規定により補完観測の成果を予報業務に使用したいので、同法施行規則第7条の2の規定に基づき、下記のとおり提出します。	
記	
1. 補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲	
別添の予報業務計画書のとおり。	
2. 補完観測施設及び本観測施設の明細	
(補完観測) ○〇社製〇〇 (型番: x x) (本観測) アメダス (地点: △△△△)	
3. 補完観測及び本観測の種目	
(補完観測: ▽▽▽ 1、▽▽▽ 2) 観測種目 : 気温、降水量	
(本観測: △△△△)	

観測種目 : 気温、降水量

4. 補完観測が本観測の正確な実施に使用を及ぼすおそれがない旨

下記のとおり、本観測と補完観測施設の所在地が十分離れていることから、補完観測が本観測に影響を与えないことを確認した。

(本観測)

名 称 △△△△

住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目 2番 3号

(補完観測)

名 称 ▽▽▽ 1

住 所 東京都世田谷区◇◇二丁目 3番 4号

名 称 ▽▽▽ 2

住 所 東京都世田谷区◇◇三丁目 4番 5号

5. 予報業務の適確な遂行に資するものであることを確認するために必要な事項

1. の予報について、補完観測の成果も使用して検証したところ、本観測のみを使用した場合と比較して以下のとおり改善が見られた。

本観測のみを使用した場合の精度 : 気温 ○°C、降水の有無の適中率○%

補完観測の成果も使用した場合の精度 : 気温 △°C、降水の有無の適中率△%

(○年○月～△月のデータ)

<記入要領>

(1) 補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲

補完観測の成果を使用して行う予報業務について、予報業務計画書の記載事項を記載してください。予報業務計画書の写しを提出する形でも問題ありません。

(2) 補完観測施設及び本観測施設の明細

補完観測とその補完観測に係る本観測に用いる観測機器の明細を記載してください。気象庁の観測を用いる場合は、地点名も記載してください。

（3）補完観測及び本観測の種目

補完観測とその補完観測に係る本観測の観測種目を記載してください。同一の項目である場合は、まとめて記載してください。

（4）補完観測が本観測の正確な実施に使用を及ぼすおそれがない旨

本観測施設と補完観測施設に十分な距離があることが明確である場合は、本観測及び補完観測の所在地を記載し、補完観測が本観測に影響を与えない事を確認した旨を記載して下さい。記載の形式については、観測地点の住所または緯度経度を記載する形や地図上に観測点もしくは観測領域を記載する形も可です。

（5）予報業務の適確な遂行に資するものであることを確認するために必要な事項

補完観測の成果を予報に使用することについて、以下のいずれかの確認結果を記載してください。

- 1) 本観測のみを用いて行う気象の予想の結果と、本観測に加えて補完観測も用いた気象の予想の結果を比較し、問題がないことを確認した結果
 - 2) 補完観測を含む観測データの観測特性を踏まえた予報手法を示し、予報に用いても問題がないことを確認した結果
- 1)～2)については、具体例を別添¹のとおり示していますので、そちらを参考にしてください。

なお、確認にあたって、補完観測施設の場所を特定する必要がある場合は、当該所在地を記載して下さい。

¹ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/tebiki/hokan_betten.pdf

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
令和5年11月30日	初版発行